一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第百四十一条第一項の規定による報告において燃料の使用量の発熱量への換算に用いられた当該燃料の単位当たり発熱量でこの表の第四欄に掲げる係数に相当するものは、同欄に掲げる係数とみなす。

（温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部改正）

第二条　温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第十号から第十六号までに掲げる者をいう。 二　「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第九号までに掲げる者をいう。 （温室効果ガス算定排出量の集計の方法） **第四条**　（略） 2　法第二十九条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第二号及び第六号から第九号までに掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。 一・二　（略） （エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係） **第七条**　法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八項第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事	（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十二号までに掲げる者をいう。 二　「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第五号までに掲げる者をいう。 （温室効果ガス算定排出量の集計の方法） **第四条**　（略） 2　法第二十九条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、法第二十八条第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第二号、第四号及び第五号に掲げる者に係るもの並びに当該集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であって令第五条第三号に掲げる者に係るものについて、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。 一・二　（略） （エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係） **第七条**　法第三十四条の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。）第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における第三条及び前条第一項の規定の適用については、第三条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化